



## 大学側大幅譲歩!!

### 皆さんの署名が力に！ 現職員については現給を補償！ 正規職員への登用制度も盛り込む

3月13日(木)に、パート職員の給与切り下げの内容を含む就業規則改定案に関する団体交渉(2回目)を行いました。

大学側は、第1回における組合側の主張を一部容れ、当初の改定案の一部修正案を提案しました。

修正内容の主要な点は、次の4点でした。

(1) 非常勤職員(新しい名称は有期雇用職員)の、正規職員への登用制度を設ける。

(2) 現在(平成20年3月31日に職にあるもの)の給与額(時間単価)は据え置く。

(3) 当初案で2回までとされていた更新時の時間単価引き上げ回数を3回までとする。

(4) 教育訓練(研修)の機会を、大学の命令によるものだけにとどまらず、本人の希望により受けられる旨の記述を加える。

組合としては、第1回の団体交渉の主張のうちの主要部分について受け容れられたことを評価し、非常勤職員がこの案を受け容れる意向があることを前提に、この案で大学側と妥結する判断をしました(3月14日開催第11回中央執行委員会決定)。

非常勤職員の組合員は、3月15日に集会を開催し、この案を受け容れる意向を確認しました。

この間、組合員および多くの教職員の皆さんに署名という形でこの問題へ一緒に取り組んでいただき、509名の方々の賛同をいただきました。

今回の大幅譲歩獲得は、こうしたキャンパス構成員が協力した結果として得られたものと考えています。

本当にご協力ありがとうございました。

組合は、ひきつづき非常勤職員の待遇改善に努めていきます。

とはいえ、4月から新規で雇用されるパート職員の待遇がこれまでと比べて大幅に悪化することは、厳然たる事実です。組合では今回の成果を高く評価する一方で、今後もパート職員の方々の待遇の大幅な改善を求めて大学と交渉していきます。パート職員へのボーナス支給は永年の懸案です。

今回の交渉でパート職員の単価計算の基準が示されましたが、公務員の給与法に準ずる島根大学の給与制度では、ボーナスは業績によって年々額が調整される賞与、という性格よりも、当初より見込まれる賃金の一部と考えるほうが合理的です。そのボーナスがパート職員に支払われていないのは、単価計算基準を一方であげながら実際にはボーナス分だけで約27%がカットされていると同じになります。

4、5月分を満額を求めるわけではありませんが、「通常の労働者との均衡を勘案した」(改正パートタイム労働法)、ボーナスを含む賃金決定を求めています。

常勤職員、教員についての要求も、重点要求として要求している項目のうち、重点を定め再度強く要求し、大学と一つでも多くの点で合意に至るよう、粘り強く運動を進めていきます。



## 島大寄席のご案内

【 桂 三若さん 落語会 】

非常勤職員時給切り下げ問題について、大学側から大幅譲歩を引き出したことを記念するわけではありませんが、桂 三若さん落語会「島大寄席」を開催いたします。

まだまだ大変な困難が山積している島根大学ですが、まずはひととき、思いっきり笑いませんか？

### 桂 三若さんの紹介

三若(さんじゃく)さんは桂三枝さんのお弟子さんで、2001年「NHK新人演芸大賞」大賞受賞の実力者です。昨年4月から今年の4月まで、バイクで全国落語武者修行ツアーをされており、今まさにラストパートです。

書記長の関が、昨年の出発直前の高座を見て惚れ込み、三若さんに直接お願いして今回の島大寄席が実現しました。

非組合員の方々はもちろん、ご家族もお誘い合わせのうえ、多数ご参加いただければ幸いです。

日時： 3月21日(金) 18時より1時間程度

場所： 島根大学 大学会館2F和室

木戸銭： 無料(お代は聴いてのお帰り)

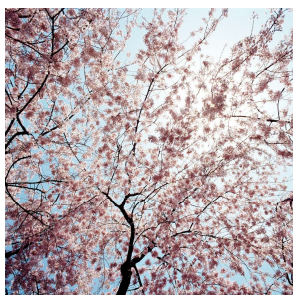
\*三若さんのブログは以下のアドレスです。

<http://sanjaku.jugem.jp/>

<http://homepage2.nifty.com/sanjaku/>

三若さんのレポトリリーのなかで、当日のネタなどについての事前希望があればご連絡ください。

連絡先：島根大学職員組合 <union-s@sula0043.soc.shimane-u.ac.jp>



### 編集後記

署名の力ってすごいんですね。新規で採用される方の問題も残りますが、働いていて気持ちいい職場になってもらいたい、そう考えます。

すごいと言えば書記長です。ふつうは直接お願いするのも難しいと思いますが、このようなイベントが実現するとは思いませんでした。「ちりとてちん」で落語が注目される中、地方にいと本物の落語を聞く機会はないので、これはチャンスじゃないでしょうか。